

平成 28 年度第 3 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 28 年 8 月 5 日（金）午後 6 時 30 分から午後 8 時 33 分	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員： （8 名）	北川委員、佐藤委員、竹内委員、中野委員、穂刈委員、山野委員、小池委員、塚崎委員
	事務局：	川村政策推進室長、橋本課長、柴主査、安井主事
	傍 聴 者	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価について （2）市民参加に係る課題整理（2. 市民参加の方法について ほか） 3 その他 4 閉会 	
配布資料	<p>【平成 28 年 7 月 20 日開催 資料 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（1）平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価について <p>【平成 28 年 3 月 22 日開催 資料 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（2）市民参加に係る課題整理（2. 市民参加の方法について ほか） 	

1. 開 会

事務局：皆さんお揃いになりましたので、平成 28 年度第 3 回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。

本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第 8 条第 6 項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

なお、本日は中屋委員と深村委員が欠席となります。

それでは、施行規則第 8 条第 5 項の規定により、議長につきましては山野会長にお願いいたします。山野会長よろしくお願ひいたします。

2. 協議事項

議 長：(議長からのあいさつ)

それでは、前回で内容についてはご意見、ご質問をいただきまして、おおよその内容わかっていたかと思っております。今日は評価ということでやっていきたいと思っております。進め方ですが、できるだけ皆さんからご意見を伺いたいということがありますので、一つずつ対象事業について、それぞれ皆さん全員から評価について意見を伺ってきたいと思っております。全員のご意見等が出たあとに総合的な評価ということでやっていきたいと思っております。不明な点とかわからない点がありましたら質問していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それではまず事前評価されていたものから始めます。整理番号の 1 の 1 から簡単に事務局から説明していただいてから協議に入ります。

事務局：<配布資料に基づいて事務局から説明を行う。>

議 長：まず、北広島市総合計画の見直しについてですが、これにつきましては審議会・市民説明会等の中に、きたひろしま市民会議、パブリックコメント、それと追加でアンケート調査が行われました。これについてですが、ご質問があれば伺いたいと思っております。なければ、進め方として A 委員から評価についてご意見含め伺いたいと思っております。評価については 3 つの段階で評価しております。適切である。概ね適切である。それと適切ではない。三つの段階で評価しています。評価の視点ですけど、基本的な 5 つの考え方がありまして、市民参加の方法と組み合わせ、実施時期、市民参加の目的と目標値、参加しやすい工夫、市民意見の取り扱い、その他特記事項ということになっております。そのような視点から見ていただきたいと思っております。あるいは新しい視点を出していただいてもよろしいかと思っております。まずは A 委員から、この第 5 次総合計画の見直しについてご意見を伺いたいと思っております。

A 委員：市民説明会、パブリックコメント、審議会、その後アンケートも行ったということで、あと意見も反映されている面から言って適切であると思っております。

議 長：続いて C 委員お願ひします。

C 委員：A 委員と同じ趣旨で適切であると思います。

議 長：続いて F 委員。

F 委員：概ね適切です。

議 長：それでは、G 委員

G 委員：先ほどの A 委員と同じように、やはり市民参加の方法が非常に多岐に渡っているということと、やはり総合計画ですので、時間的にかかるんですけども、約 1 年間かけて最終的にはパブリックコメントも付して意見を聞く中でやっているということで、私は適切であると判断します。

議 長：それでは E 委員。

E 委員：私も皆さんと同じです。総合計画という大きな事業なので全ての方法をもって多方面から意見を聞いているので、適切だと思います。

議 長：それでは、B 委員お願い致します。

B 委員：同意見で適切であると思います。

議 長：本日出席の 8 名の方のうち、5 名の方が適切。私も適切であるというふうには思いますので、この整理番号 1-1、第 5 次総合計画の見直しについての市民参加手続きについては適切であるということによろしいですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：それでは、整理番号 1-2、2016 年推進計画の策定について。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：B 委員からお願いします。

B 委員：私は審議会とパブリックコメントで特に問題ないと思いますので、適切であると考えております。

議 長：E 委員。

E 委員：推進計画というのは市民にはなかなか難しい事業なので、学識経験者 4 名入れて審議会が開催されているので、適切だと思います。

議 長：G 委員。

G 委員：私も B 委員と同じ見解でして、推進委員会、パブリックコメント等をやって、適切であると思います

議 長：F 委員いかがでしょうか。

F 委員：適切だと思います。

議 長：C 委員

C 委員：同じく審議会の審議、それからパブリックコメントがあったということで適切だと思います。

議 長：A 委員

A 委員：皆さんと同じく適切であると思います。

議 長：皆さん適切であるということで、この整理番号 1 の 2、推進計画の策定についても適切であるということによろしいですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：それでは次の整理番号 1-3 お願い致します。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：それではA委員からお願いします。

A委員：もう少しアンケートとかとったほうがいいのかないかと思いました。審議会、パブリックコメントで適切なのかないかと思うのですが、その辺の判断はいらないのですか。

議長：3つに分けるということで難しい部分、どっちかなということもあると思うんですけども、適切であるとしたからといって100%OKとは私は考えていなくて、それぞれの感じ方、考え方があと思っています。点数で言うと100点～80点ぐらいが適切であるとは私は考えているのですが、及第点の60点～80点が少し課題はあるけれども適切であろうと思います。それで60点以下は、適切ではないと考えてます。ですからこの評価を後々見ていただく時に適切であるということで、今後ももうこれ以上何もしなくてもいいよということではなくて、常に啓発活動等や周知を含めてやっていかなければならない部分ではあると考えます。ただ、現状において、事前評価もされた手続で実際にその手続きがされ、市民の意見が反映されたということであれば適切でいいのではないかと思います。ただ、特記事項といえますか、例えばもう少しパブリックコメントが多くても良かったとか、そういうようなことは単純に適切であるということだけではなくて、評価に加えてもいいのかないかと思っています。その辺の意見も含めて伺いたいと思います。皆さんどうでしょうか。点数でいえば80点～100点、そんな感じで評価してもいいんじゃないかと思っています。あくまでも少し余裕を持った適切であるという考えでよろしいのではないかと思います。それについてはご意見がなければそのような感じでお願います。C委員いかがですか。

C委員：ワークショップ、パブリックコメント、ヒアリング等、多方面から市民参加のチャンスが与えられるので適切だと思います。

議長：続いてF委員いかがでしょうか。

F委員：C委員と同じです。適切だと思います。

議長：G委員

G委員：市民参加も多岐に渡っていますし、ほかの意見の取り扱いについても修正及び参考としてしているところも評価できるのではないかという事で、私も適切だと思います。

議長：E委員

E委員：国からの要請も受けて審議会も行っておりますし、回も重ねているので適切だと思います。

議長：続いてB委員。

B委員：私も当初予定していなかった市民説明会、アンケート調査、その他としてヒアリング調査を実施したことに対して評価できるくらい適切であったと考えております。

議長：これに関しては私も適切であるということで、当初は2つの手続きということだったんですが、もう2つ追加されたということで、結構大きなタイトルのものでありますので、追加でヒアリング、そしてアンケートというのが行われてよかったかと思っています。それでは1-3についても適切であるということでよろしいですか。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：それでは1-4ですね。B委員からお願いします。

B 委員：問題がないと思いますので、適切であるということで。

議 長：E 委員いかがでしょう。

E 委員：予算ということで市民にはちょっとわかりづらいものです。担当者の方で決めてもらってパブリックコメントをしてもらおうということで、適切だと思います。

議 長：G 委員

G 委員：日数的にパブリックコメントは 25 日となっているんですけども、状況はよくわかりのようですが、必ずしも日数が取れないというところがありまして、そういった中で逆に 2 人の方から十何件出てきているということのほうが良かったんじゃないかなと思っていますので、適切であると思っています。

議 長：続いて、F 委員。

F 委員：G 委員と同じようにパブリックコメント 17 件、2 人っていうのも適切だったと思います。

議 長：C 委員

C 委員：17 件出ているというのも 2 人の意見ですし、さらにパブリックコメントのみ。25 日間であるということはやはり適切とは言えないので、ほぼ適切とさせていただきます。

議 長：続いて A 委員。

A 委員：私は色々な事情だと思いますが、25 日間ということで概ね適切であると思います。ただ、意見の反映は今後事業を進める中でやってもいいことなので、評価できると思います。

議 長：私もパブリックコメントの件数 17 件という結構多いのですが、2 人にしか関心を持っていたけなかったということで何らかの方策が必要ではないかなと思います。市の予算ということで重要な事ですが、事業が予算からくるわけですから、逆の言い方もできますが、その予算に対して 6 万人近くいる市民の 2 人しか関心を持ってないというのは、関心がないとは言えないわけですけども、パブリックコメントを出そうと思わなかったということ。これはパブリックコメントの周知の仕方に若干問題があったのではないかなと思います。それと予算というものに対して少し敷居が高いという市民の意識もあるかとは思っているので、もう少し市の予算について自分の意見が言えることについても周知していく必要があるのではないかなということで、私は概ね適切といったところです。数の面からいうと 4 対 3 で適切であるのほうが多かったのですが、一つ差なので皆さんからご意見伺いたいと思います。先ほどの理由としては、やはりパブリックコメントの件数の少なさということなのですが、適正であるというご意見の B 委員はいかがですか。

B 委員：件数に関しては特に問題はないと思います。皆さんおっしゃっているように難しい問題です。一般市民が予算のことに関して意見を申すのは、事業の概要で出てくるものがないものですから、例えば何々費にいくらという感じで出てくるのですが、それでパブリックコメントで意見を出してくださいというのはちょっと難しいかなと思います。もう少しわかりやすいような内容であれば、もう少し意見が多く得られたんじゃないかなと思います。

議 長：何かわかりやすくして、パブリックコメントを少し頂くような方策が必要だったかもしれません。E 委員はいかがですか。

E 委員：私もお話ししたように難しいと思います。予算は一般の市民には専門的なことというかわかりづらい、見えづらいものというか、逆に他の市はどのようにしているのが少し気

になりました。他の市がこの予算に対して市民参加ってどのような形で意見を聞いているのかなというところです。

議長：予算について市民参加の対象としているところは少ないと思います。逆に言うと、この条例の画期的な部分でもあると思います。予算についても市民の意見をいただこうというのは、ある意味先進的といいますか、そういう部分でもあるので、他市の状況を事務局でわかりますか。

事務局：恵庭市も予算の編成状況をホームページでも公開しています。例えば今の段階ではこの辺まで事業査定されていて、こうですよという見える化みたいな形にして、特段そこでパブリックコメントではなくて意見がある方は自由にどうぞという形でやっています。ただもっとわかりやすくするには、パブリックコメントで一つひとつの事業の目的と概要予算とを今は掲げているんですけど、先ほどB委員におっしゃったように、興味をもっていただけるかどうかというところでいくと、その工夫は必要なかもしれませんが、例えばそれを、どこかの町ではアニメ的にわかりやすくマンガ風にして出しているところもあったり、色々と予算上見える化の工夫はあるのですが、これに関しては興味を持っていただけるかどうかということと、あと議会もありますし、議案として上程されて審議されてそこで市民の代表の方から意見をいただくということもあるので、まっさらに意見をくださいというのではなく、ある程度たたき台を出して皆さんにお見せして意見をいただくことになるので、無理にカーテンをかけて見えなくして、意見を頂かないような作為的なことしているわけでもないのですが、今後工夫が必要かなとも思います。現時点ではそんな状況です。

議長：G委員、いかがでしょうか。

G委員：補足になるのですが、パブリックコメントにかける予算案は、新規のものが結構あって、出すほうとしては結構気を使います。どんな意見がくるだろうか、それによって今我々が考えているやり方がどうなんだろうかということのを思いながら出しているわけですから、確かにどのくらいの方が興味を持って読まれるかというのは市として少し課題でありますけれども、担当としては新しい事業についてはパブリックコメントを出すということで、きちっとした予算付けを身をもってやっています。それに対して、意見をいただけるってありがたいことだなと思っています。

議長：パブリックコメントの数についてはいかがですか。

G委員：予算なのでもう少し増えたほうがいいかなとは思っています。これから審議されますけれども、ものによってはパブリックコメント0件というのでもいいなと思うものがあるんですよ。ただ予算ですと来年度、市がやることの決定になるんで、もう少し興味が湧くというかなという気持ちはあります。

議長：新しい事業をやるための予算と、あとは拡大するもの。この二つに限ってもパブリックコメントということになっていきますので、もう少し興味を持っていただきたいという部分はあります。F委員いかがでしょう。

F委員：今のG委員のお話を聞いて安心しました。そういう考えでやっていただいているのであれば、工夫して進めていただくことは大事なことですよね。現状がんばっていただく事がまず第一だと思いますので、よろしいかと思います。

議 長：適切でよろしいのではないかということですね。C 委員、先ほどお話されたことでよろしいですか。

C 委員：そうですね。新規事業と拡大事業ということについて、なかなか事前にそれを審議委員であるとか、あるいは一般公募の方であるとかそういった方たちと事前に話し合うであろうことがなかなか難しいのであれば、パブリックコメントのみというのも理解はできます。しかしそれでも新規事業、それからその事業を更に拡大していく予算をもっと付けるんだという意味合いにおいては、それをアンケートであるとか、ネットで 50 人とか 100 人とか登録している人に事前にアンケートでこれをどう考えるかみたいな方法もあり得ないわけではないので、概ね適切であると考えます。

議 長：A 委員、いかがですか。

A 委員：これから完成される形なのかなと思っていますので、概ね適切のままで。

議 長：予算についての市民参加は、先ほどお話に出ているように本来条例には新規と拡大というだけに限らず予算編成ということで市民参加手続きを取るようになっていた点もありまして、若干整備しなくてはいけない点、あるいは議論しなければいけない点が残るのではないかと。それとそのパブリックコメントで 25 日ということについてはおそらく物理的なものでやむを得ないのかなと思いますけれども、もう少しパブリックコメントをしやすく周知して行くというのも今後必要かなと思うのです。結果的には 4 人の方が適切であるということですので。概ね適切であるとされた方の意見も付け加えて評価としては適切であるということにします。周知の方法だとか、C 委員がおっしゃっていた 25 日と 2 人のところ。やはりパブリックコメントをもう少し市民にわかりやすいように周知の方法を工夫してくださいという特記事項をつけまして適切であるということによろしいですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：D 委員。今、資料 6 の 1～4 までは終わったところです。それで、時間取りまして、1～4 についてご意見あれば伺いたいと思いますけれども。現在のところ、1 から 3 については評価としては適切であると。1 の 4 の予算関係につきましては、適切であるが、特記事項としてパブリックコメントの数です。もう少し工夫が必要ではないかという特記事項を付けて適切であるということまでできています。何かご意見ありますか。

D 委員：特段ありません。

議 長：それでは続いて 1 の 5 に移ります。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：A 委員から

A 委員：審議会、市民説明会、パブリックコメントがそれぞれ行われて、意見も出されているので適切であると思います。市民説明会は夜だけだったのですが結構集まって、もし昼間とかだったらどうなのかなとは少し思います。もう少し増えるのではないかなと思ったのですが。

議 長：開催の時間帯ということですか。

A 委員：もしかしたら興味あるという人が多いのかなと思います。

議 長：評価としてはどうですか。

A 委員：適切であると思います。

議 長：C 委員

C 委員：私も審議会、パブリックコメント、市民説明会と三種類の方法、組み合わせにおいて行われているので、適切であったと思います

議 長：G 委員

G 委員：私も審議会、市民説明会、これは市民というより地権者、計画を変える事によって影響出る方がいらっしゃいますので、そういう方を対象に、先ほど日中と言うお話もあったんですけども、日中いらっしゃるのには奥様方が多いのですが、この都市計画となりますとご主人が出ないとだめだということで、そういった部分では夜間のほうが人は集まりやすいのかなという感じもします。そういう意味も含めまして、私は適切であると思っています。

議 長：E 委員

E 委員：市民説明会で出た意見を反映させていますし、順序も方法も良いと思うので適切だと思います。

議 長：B 委員

B 委員：私も特にありませんのでいいかなとは思いますが、ただ、市民説明会なんですけど、参加人数 61 人となっているのですが、61 人って考えれば結構な人数だなと思うんですけども、5 回で 61 人ということですよ。平均すると十何人ですよ。そう考えるとちょっと少ないのかなと思いました。

議 長：先ほど G 委員からお話があったように、地権者中心の説明会。もちろん一般の市民の方も参加はできるのかもしれませんが、来られた方というのは実際には地権者がやはり中心ということですか。

事務局：地権者に限らず地元の自治会の方もいます。そちらも中心になりますけども、自分のエリアじゃないところであるとあまりそこには関心がやっぱり湧いてこない。どちらかという限定されていることは事実ですね。

議 長：各地域で行われてはいるんですよ。5 回というのは各地域で 1 回ずつと。12 人というのが多いか少ないかという辺りだと思うんですけども。

B 委員：実際地権者だったらそれくらいの人数になってしまうのですかね。連合町内会といったら結構な人数になりますよね。普通の町内会でもかなりの人数だと思うんですけど、それでも少し、1 回につき 5 会場十何人というのはどうなのかなって言うのは少し思います。

議 長：他の市民説明会と比べていかがでしょうか。

事務局：今回、企画課でも公共施設等管理計画を策定するにあたりまして、土地利用計画と同じように市内 5 地区で市民説明会を開催させていただきましたけども、参加人数の状況については土地利用計画と大差はなく 10 人程度で、他の案件の説明会においてもこういった状況がございました。市民説明会、この 2 事例だけではないので、地域によってその関心の土台ですとか先ほど言った対象エリアですとかそういった要因がございまして、この人数が多いのか少ないのかというのはありますけれども、そのような実態になっていると思います。

議長：この事業の拡大ということももしかするとあるかもしれない。パブリックコメントについても提出が0件ということになっていきますので、関心の高い人が一部いるけれども、全市的に市民の関心を集めるようなものでもないのかもしれないかもしれません。今後また市民説明会とかで人数とかが出てくることあると思います。そういったこととまた比べて議論していきたいとは思いますが、評価としては適切でよろしいですか。

B委員：適切です。

議長：D委員お願いします。

D委員：繰り返しのなってしまいますが、方法、組み合わせとしても適切であると思いますし、ちょうど会長がおっしゃっていましたようにパブリックコメントが想定件数5件に対して0件だったので、意見が一件もなかったんだなど。興味、関心の範囲がやっぱりあるとは思いますが、そういうものなんだという感想ですけど。全体的には適切であると思います。

議長：僕も適切だろうと思います。これ以上逆に言うとうるすればいいのかという感じはあるので、適切であろうとは思いますが。整理番号1の5、土地利用計画法制度の見直しについては適切であるということで、特に特記事項もなくよろしいですか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：それでは、整理番号1の6をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：今度は、D委員からお願いいたします。

D委員：評価結果から申し上げますと適切であると思います。パブリックコメントがこれも0件で意見なしのため案を修正しなかったというような形ですけども、意見が出ないこともあるとは思いますが、いいのかなと思います。

議長：事業の性格上、審議会だとか市民説明会が適切かどうかわからないのですが、パブリックコメント一つということについてはいかがでしょうか。

D委員：説明会等を開かなくてはいけないような内容だとは思わないので、いいのかなと思いました。

議長：B委員、いかがですか。

B委員：私も適切であるということによろしいかと思えます。ただちょっとパブリックコメント提出が0件については少し残念な結果かなと思うのですが、実際問題で霊園のことですから、そういう事態になったときには必ず皆さんお世話になるのであるにもかかわらず0件というか、関心、興味がなかったことに少し疑問を感じます。

議長：パブリックコメントについて以前からも議論している部分であるのですが、0件ということは、いい事をやるんだなどという意味での0件という受け取り方もできるかなと思います。そのようなことについてどうでしょう。

B委員：そういう考え方もあるかとは思いますが、例えばパブリックコメントとかそういうページを見たという何か閲覧件数が出てくるようなことで0件だったならいいと思いますけれど、全くそういうものが無くて本当に出した人が見ているのか、それとも誰も見ていないのかというところがはっきりしないと思います。

議長：これだけでは市民の関心度を計れないと思いますか。

B 委員：先ほども言ったように閲覧状況がわかれば良いのですが。

議 長：状況がわかればある程度の人が見ている中で良いのではとって特別意見は出さなかったということもできるとおもいますが、そうすると少し技術的なことになってくると思うので、ただ、今後そのようなことも考えなければならぬのかも知れません。それでは E 委員。

E 委員：関心があるのは高齢者が多いと思うんですね。高齢者は、パブリックコメントそのものを知らない方が多いと思うんです。結果としてなんですけれども、今回の合葬墓の企画はとても好評だったようなので、申し込みもすごく多かったと聞いています。ですから、結果としてパブリックコメント 0 件だったのですけれども、これはいい企画だったようなので特に問題はないと思います。適切だと思います。

議 長：G 委員

G 委員：背景も含めてお話をさせていただきます。平成 25 年に審議案件でやっています。自分がいざお墓に入るときにお墓を管理する者がいなくなる。そうなったときに今までのお墓の体制ではなくて合葬墓と呼ばれる、皆さんが集合するようなものでもいいからそれを作っていたきたいという意見に基づいて、今回改めて合葬墓を作りました。そこに入る方に必要な使用料と管理料を条例で定めますよという中身だったので、そういった意味で、その金額がかなり高いとかいう事になればパブリックコメントも出てきたとは思いますが、金額的にも周りの市ともタイアップしながらやっていたので、パブリックコメントの結果がなかったのはその辺に理由があるのかなということで、実はこれは E 委員も言われていましたけど、この後募集をかけたときにすごい反響がありました。ですから、市民の関心はやっぱりあったんだと思います。あったんですけど逆に言うことで安心して安心したということの方が大きかったんじゃないかという気がしています。これに関してはそういう背景がありましたので、私は妥当だったのではないかなと思います。

議 長：以前にアンケート調査を行った上でということですね。

G 委員：市民からそういう要望があったのと、その後議会からもそういうものを作らないのかという事で、それらを踏まえて市で作ろうという検討をしたということです。

議 長：条例、規則に落とし込むためのパブリックコメントということ。B 委員がちょっとお話しされていた募集が始まってこういうふうになったんだと市民の方は思ったのか、それともパブリックコメントを皆さん見ている、いいことだねと思ったのかということかはわからない部分があるんですけれども、その辺についてはいかがですか。パブリックコメント自体が行われていたということ、市民が知っているのか知らないのかというあたりについていかがでしょうか。

G 委員：その辺になりますと原課としてもどのくらいなのかということは、合葬墓を作る作らないの段階で相当市民から意見を頂いているので、その段階で相当問い合わせが来ていますので、市でそういう条例を定めています。条例の時にはパブリックコメントをかけますよ、それを見ながら判断してくださいというお話は原課としてはさせてもらっていたので、市に来た方についてはそういった意味ではパブリックコメントもそうですし、合葬墓がいつから募集が始まるのかということについて多くの皆さんが関心を持ってい

ただいていたと思っています。

議長：市民参加推進会議としては、パブリックコメントの存在が皆さんに知られているのかどうかというあたりに興味を持つのですが、その辺は調査のしようがないと思いますが、やはり手法が一つ、以前にアンケート調査があったとはいえパブリックコメントの件数が0件ということには少しひっかかる部分がないわけではないです。周知に関してはどうでしょうか。

G委員：周知に関しては従来どおりにさせていただいています。

議長：これについては、例えばパンフレットみたいなものを事前に作ったり、お知らせするような資料を送ったりはしていませんか。

G委員：この場合、どういったものであるかっていうのは先にもう新聞紙上で出しておきまして、あとは料金がいくらになるのかということで条例でもって料金が定められましたという内容でやっていました。

議長：今回は市民のご意見も伺った上ということで、ではこれをやりましょうということで条例を改正するということである。これについては皆さんよろしいでしょうか。それではF委員お願いします。

F委員：G委員が説明されたように私も多分これは非常に関心が高かったと思いますし、高かったゆえにパブリックコメントよりも直接問い合わせたほうがと良いという考え方が強かったんじゃないかと思いますので良かったと思います。適切であると思います。

議長：それではC委員。

C委員：今、G委員からこれまでの経過をお聞きして、アンケート調査もされたということで、市民の大変関心のある施策として上手くいったのではないかという評価はできますので、今回はパブリックコメント一種類ですけれども、適切だと思います。

議長：A委員

A委員：背景もお伺いして適切であると評価をさせていただきます。

議長：これについては私も適切であると思います。この整理番号1の6に関しては適正であるということでよろしいですか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：それでは1の7をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：それではA委員から。

A委員：これは専門的なことなので、審議会とパブリックコメントで適切であると思っています。

議長：健康に関しては、皆さん関心があるんじゃないかという中で、いま一つパブリックコメントが少ないのはなぜだろうということで、E委員から意外と国保の加入率が少ないからではないかというご意見が出されていて、なるほどと皆さん思ったところです。評価としてはどうでしょうか。

A委員：適切であると思います。

議長：C委員

C委員：かなり専門的な分野の審議会、それからパブリックコメントということで適切かなということを感じる反面、市民説明会のようなことも可能性としてはあるのかなということ、

概ね適切です。

議 長：もうひとつぐらいの手段をとっても良かったかなと思います。それでは F 委員お願い致します。

F 委員：適切だと思います。専門的な事だとは思いますが、審議会の方々のメンバー等を見ても専門的に審議されたと思いますので、パブリックコメントが 1 人で 2 件ということですけれども、適切に処理されたと思います。

議 長：G 委員お願いします

G 委員：私も運営協議会に公募委員を入れた中で協議を行って、作成されたものに対してのパブリックコメントだったと思いますので、これについては適切であったと思っています。

議 長：続いて E 委員お願いします。

E 委員：審議会の構成員もいいですし、活発な審議が行われたということで、更にパブリックコメントも 1 ヶ月間設けてあるとのことで、適切だったと思います。

議 長：それでは B 委員

B 委員：専門的な知識を持った方で協議して頂いたということで適切であると評価したいと思います。

議 長：D 委員

D 委員：専門的な内容について審議した後にパブリックコメントで周知し、意見を求めたということで適切だったかと思えます。

議 長：皆さん適切というところなのですが、市民説明会はもう一つぐらいはやっても良かったかなというご意見もありましたが、これはかなり専門的な事でしょうか。

事務局：国から各自治体でも策定するように降りてきているものというのがありますし、委員の皆さんがおっしゃられたようにやはり専門性の高い内容ということもあります。

議 長：データヘルスと言われただけでも専門的なんだなという雰囲気になっていますけれども、ということは市民説明会という手法はあまり適さないんじゃないかという判断でしょうか。

事務局：複数の市民参加を極力やりますということで行政は動いていますので、そうした中で、こちらは保険年金課において審議会とパブリックコメントの 2 つの手段をもって市民の意見を頂きたいということになりますので、市民説明会をやるのかやらないのかというよりは 2 つの市民参加手法を選択したという事になろうかと思えます。

議 長：市民参加条例できる前は審議会だけでやっていたということでしょうか。プラス一般からのパブリックコメントもこの条例ができてからは採るようになった。今のお話聞いて C 委員いかがですか。

C 委員：私、この文面の「保健事業の実施及び評価を行う」というところの保健事業の実施に少し引っかかっています。保健事業の実施をするのは市民を対象にして行うわけだから、どういった保健事業が適切なのか、今ニーズがあるのかということもやった幅広い意見を求めるという意味での市民説明会というようなことも考えたのですが、私はそう感じただけであって、全体で適切という判断であれば、それはそれでいいのではないのかとは思っています。

議 長：一般の人に関心はあるし、もう一つくらいあってもということですね。私も今まで審議

会のみでやっていたものを条例ができてパブリックコメントを加えることができたという辺りによしとしてもいいのかなという気はします。多いに越したことはないですが、そうしたことから手間とかコストも考えている。この事業に関して、どうしても必要だったのかっていうとパブリックコメントでそういう意見も出せたかなというような気もするのですが、適切であるということで、特に特記事項まで書くことはないと思います。それでは続いて1-8。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：パブリックコメント一つということですが、A委員いかがですか。

A委員：これは前の段階から引き継いでやっていて、28年度は増改築だったと思うので、これはパブリックコメントのみだとしても適切だったのかなと私は思います。

議長：C委員

C委員：私も既にある条例の一部改正ということでパブリックコメントを募集したということですから、私も適切だと思います。

議長：F委員

F委員：適切です。皆さんの意見と同じです。

議長：G委員

G委員：こういうふうに制度が変わったのでやらざるを得ないだけで適切だと思います。

議長：E委員。

E委員：適切です。特に意見はありません。

議長：B委員

B委員：特にありません。いいと思います。

議長：私もこれについては意見なしの適切です。全体的に適切であるということでよろしいですね。

委員：＜質問・意見なし＞

議長：それでは続いて1-9をお願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：市民参加的にこれも似たような議事なんですけど、D委員。

D委員：これも先ほどのと同じ様な感じなんですけれど、条例の一部改正ということでパブリックコメントが適正だと思います。

議長：B委員お願いします

B委員：私も先ほどの建築等の手数料徴収の条例と同じでよろしいかと思います。

議長：E委員

E委員：問題ないと思います。適切です。

議長：G委員。

G委員：私もこれについては定めなければならないものなので、パブリックコメントをかけてやったということで、適切だと思います。

議長：F委員

F委員：適切だと思います。

議長：C委員

C 委員：やはり再交付手数料を設定するというので、パブリックコメントは適切です。

議 長：A 委員

A 委員：同じく適切です。

議 長：適切ということでよろしいですね。ここまでが事前評価をしたものということになります。続いてですけども、資料 7 に移りまして事前評価していないもの。事前評価していないということなので事業評価のみになりますので、慎重な評価をお願いしたいと思います。それでは整理番号 2 の 1 お願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：A 委員

A 委員：基本的なお話ですが、審議会とパブリックコメントで意見を聞けなかったのかなと思いますが、適切であると思いました。

議 長：C 委員

C 委員：審議会とパブリックコメントの 2 つの手法があるので、その件に関しては十分適切だと思います。

議 長：F 委員

F 委員：我々にとっては重要なんですけども、周知方法で確か広報やホームページもあるので。進め方としては適切であったと評価します。

議 長：G 委員

G 委員：私も運営協議会で十分に審議されていますし、パブリックコメントやっております。私はこれを適切だと思います。

議 長：E 委員。

E 委員：私も適切だと思います。5 回に渡って審議を行っていますが、適切な意見が出たということなので適切だと思います。

議 長：B 委員

B 委員：私も専門的な方が議論をしてやっているとしますので、適切であると評価したいと思います。

議 長：D 委員。

D 委員：適切であると思います。

議 長：事業についての市民参加手続きも適切であるということでもよろしいですか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：続いて 2 の 2 をお願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：この件に関して質問等あれば伺いたいと思いますが、ございますでしょうか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：では評価に移ります。D 委員から。

D 委員：審議会で活発な審議が行われて、原案を作った上でパブリックコメントが実施されたなと思っていますし、それに対しても 10 名から 3 件のパブリックコメントへの意見があって、それぞれ取り入れており、評価としては適切であったかと思っています。

議 長：B 委員

B 委員：私も審議会とパブリックコメントのそれぞれを行っており、評価としては適切であるということによろしいと思います。

議 長：E 委員いかがですか。

E 委員：私も同じく審議会もパブリックコメントもどちらもされているということなので大変良いと思います。適切です。

議 長：G 委員いかがですか。

G 委員：今までの委員さんがお話ししたとおり審議会も行われているということがわかりましたので、適切であると思います。

議 長：F 委員いかがですか。

F 委員：私も同じです。審議会は行われていますので、パブリックコメントも適切です。

議 長：C 委員いかがですか。

C 委員：私も教育審議会等 2 種類で教育基本計画の中間年度見直しという大事な事業について市民参加の機会があったということで、適切だったと思います。

議 長：A 委員いかがですか。

A 委員：私も皆委員と同じように適切だったと思います。

議 長：これに関しては私も適切だと思うんですが、委員の公募は 0、応募 0、結果 0 で委員構成では公募市民 1 人になっているんですが。

事務局：こちらの募集時期というところの欄に今回再任と言うことでなっておりましたので、応募者数 0 という形になっています。再任ですので、新規の公募はかけていないという形です。

議 長：なるほどわかりました。それでは評価としては適切であるということによろしいですか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：続いて 2 の 3 の事業をお願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：A 委員から。

A 委員：空き家というのは重要な問題なのかなとは思っているんですが、パブリックコメントだけでは足りないのかなという印象があります。

G 委員：まず、空き家等の法律につきましては、先ほど A 委員が言われましたけど、なぜ事前評価できなかったかという、法律の制定が平成 27 年 5 月であったということから事前の評価ができていないということでもあります。それが一点です。それと法律でやれることになったのですが、当然それについては各自治体で条例化しないと実際に着手できないということにもなりましたので、そのために必要な条例であったということで、この法律を補完する意味で市が着手できるように条例化したということです。この条例についてもパブリックコメントをかけさせていただいたという流れになります。

A 委員：わかりました。

議 長：手法は一つですがよろしいですか。

A 委員：必要だったということで適切です。

議 長：C 委員

C 委員：まず、その評価をする前に少し補足の質問なんですけども、空き家の法律、そして条例

ということで、ともすればやっぱり専門家の意見などを聞くような審議会を作るという発想は必要なかったのでしょうか。

G 委員：大枠はほとんど法律で定められていまして、それに対してじゃあ各市で強制をかけるときにどういった手順でやるんですかというようなところを示すこととなります。協議会を持つだとか、そういうこともしてくださいということだったので、そのような協議会を設けるような部分の中身を条例化いたしました。ある意味で手続き論だったので、そういった専門職を入れてという中身ではなかったのです。この中でパブリックコメントで1件修正をかけています。この中身というのは市の責務の中に市内の空き家に関する情報の収集を加えてはいかがですかということで、これについては今後自分たちが空き家の情報を集める上で、そのような収集も必要だという表現が確かに条例の中になかった。それでパブリックコメントをいただいたものですから、この情報収集っていうのも責務の中に入れましょうということで、これを取り入れさせていただきました。

C 委員：今後協議会を作るのですか。

G 委員：今後市が強制的にやることについては、その協議会の中で話し合いをいただいて、どういふことをやっていけばいいかいうことを協議していただくという形になります。

C 委員：協議会はどういうメンバーですか。

G 委員：それはこれからです。当然ですけども公募もかけますし、やはり最終的に建物を取り壊す事になりますので、専門的な先生方に入ってもらおうということで、これから議会に予算を諮って、協議会を作ります。

C 委員：わかりました。そういう手続きに関する条例の制定のための手続きということでしたのでパブリックコメントのみで適切だと思います。

議 長：F 委員

F 委員：手続き的には G 委員が説明されたことを聞きまして、いいのではないかと思います。ただ補足的にはこれから市政懇談会という地域で行政の説明とか意見交換とかもあります。できればそういう場で多少説明をされたほうがいいかなという気がします。適切です。

議 長：G 委員

G 委員：手続き的には適切だったと思っています。

議 長：E 委員

E 委員：今のお話を聞いてとても納得できます。適切であると思います。

議 長：B 委員いかがですか

B 委員：私も適切であると思います。

議 長：D 委員

D 委員：丁寧な説明ありがとうございます。適切であると思います。

議 長：それではこれも適切であるということによろしいですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：続いて2の4をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：それではD 委員から。

D 委員：パブリックコメントで周知して意見を求めたのかなと思いますので、手続きの流れとし

て適切だったかと思います。

議 長：B 委員いかがでしょう。

B 委員：私も条例の中の一つですのでそれはパブリックコメントだけで良かったと思いますし、その結果は適切であると思います。

議 長：E 委員いかがでしょう。

E 委員：問題がありません。適切であると思います。

議 長：G 委員

G 委員：同意です。

議 長：F 委員

F 委員：問題ないと思います。適切です。

議 長：C 委員

C 委員：行政として審査法という法律が改正されたということで、なかなかそういう機会はないと思いますが、パブリックコメントという手段で市民参加の構想があったという点で適切であると思います。

議 長：A 委員

A 委員：適切だと思います。

議 長：これについても適切であるということによろしいですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：以上で、結果としては、平成 27 年度市民参画手続きにかかわる事業評価ですけれども、13 の事業の市民参加手続きについて適切であるということになりました。ただし、1-4、28 年度当初予算の作成についてはパブリックコメントが 2 名という少なさということもありまして、大事な予算であることからもう少し周知が必要ではないかという特記事項をつけての適切であると。これに関してはそのようにいたします。

事務局：今、予算の関係で適切であるということで評価を頂きまして、特記事項ということで、予算ということもあるので、よりわかりやすい工夫ということでのお話を頂きました。このわかりやすい工夫について、パブリックコメントをする中身をより詳しくするのか、パブリックコメントをしていますよという周知の工夫をよりしたほうがいいのかというどちらでしょうか。

議 長：それについてご意見ございますか。

A 委員：まず 2 名しかいないところを見ると、やはり周知するのが第一で、中身は色々予算の事なので新しいこともあるかと思いますが、パブリックコメントの説明をするにあたってわかりやすくというようなことはもちろんだと思いますが、まず一番は周知だと思います。

議 長：E 委員いかがですか。

E 委員：私もまずは周知からかなと思います。私は自分の話なんですけれど、確かにこのチェックがつけてあって、行政資料コーナーにパブリックコメントのファイルが置いてあるのですが、誰も触らないんですよ。あることすら認識されていないので、周知が先かなと思います。

議 長：B 委員いかがですか。

B 委員：新規事業における予算ですから、各担当部局の方が新規事業に伴ってこれだけの予算要

求をしたいんだというものが明確にわかるような工夫をしていただければいいんじゃないかなと思います。これはわれわれ市民が要求するのではなくて、各担当部局の方々がこういうことでありたいということで予算を要求していますから、その事をもう少しPRするような形にしていれば市民にも伝わるのではないかと思います。

議長：中身をわかりやすくということですか。

B委員：そうです。

議長：C委員

C委員：私は、これに関しては何かアンケート調査であるとかネットでの意識の調査であるとか何らかのもう少し市民への予算についての周知と、それから関心を呼ぶような、新規事業ですからサイクリングのお話も新聞になりましたけれども、そういった意味では市民の関心が高い分野もあると思うんで、そういう高い関心を呼ぶものもあるわけですから、パブリックコメントにつながるような、あるいは広く意見やアンケートを募るような方法を。以前実際に何十件もありましたよね。年齢別でもわかるような、そういったアンケートの工夫していただければありがたいなという程度です。

議長：どちらかというと内容をわかりやすくいうよりも、まずは周知と。F委員いかがですか。

F委員：同じです。

議長：D委員

D委員：同じですね。まずは周知なのかなと思うんですが、広報のホームページも出先のチェックがいっぱい入っていて難しいんじゃないかと。やっぱりもう少し何かしらの、じゃあどうすればいいのかって言われたらちょっと出ませんが、もう少し周知があってもいいのかなとは思っています。

議長：これ予算に限らずということだと思うんですが、大きく言ってしまうと市民参加ということ自体がまだまだ市民の方にうまく使っていないのかなというのは感じます。その中の一つの手法のパブリックコメント。まだまだ敷居が高いかなと思います。先ほども両方と言いましたけれども、やはり周知が先でわかりやすくという部分が次のかなと個人的には思っています。皆さんの今の意見を参考に今後考えていただきたいと思えます。他にご意見などございますか。

C委員：例えば審議会を設置するというのとパブリックコメントということの2本というような市民参加の方法があるとして、私たちも審議会で専門家あるいは公募市民の方も加わって審議して下さっているということで信頼する気持ちもあるのですが、その反面形骸化といいますか、そういう審議会承認されたからこの事業は適切なんだというような形につながるおそれもないことはないと思うんです。ですから、その審議会の中身が何回審議してどんな出席率であったとかそうしたデータとか情報情報を少しでも頂いて、きちんと話し合われているし、パブリックコメントと組み合わせてというような方向でいけば、より充実すると思えます。

議長：審議会については今後市民参加の現状と課題と対策といったことを考えていく中で、審議会についても議論していきたいと思っています。

議長：ほかにご意見ございますか。

B委員：今更なんですけども、我々が今もこういう話をしている市民参加推進会議。今事後評価

で色々適切であるというような話をしましたけど、結局この話ってというのはどこにどのように反映されて行くのでしょうか。

議長：こうやって出たことは市民参加を担当している部署である事務局もこの議論を聞いているわけで、それを参考にされているわけですが、過去に、市民参加推進会議の報告書というのが提出されたこともあります。毎回ではなかったようです。やはりこうやってせっかく皆さんで議論したことについて報告書の形で市に提出をして、提出先は市長ということになるのですが、今後の市民参加の推進のために役立てていただけたらということなんです。残念ながらここでじゃあこうですよということを決めるというわけじゃなくて、報告あるいは提言、そういう形での生かし方ということで私は理解しています。

事務局：条例上の解釈は、皆さんに意見を求め、その内容を公表するという形になっております。現場では意見として頂くのでこちらは受け止めますけれども、諮問、答申みたいな形でこうですというような形には条例上はなっていないです。そこまですると会議がもう少し堅くなってしまうのかもしれないですけれども、今の段階でいくと結果を審議して意見を頂いたものを市民の皆さんにきちんと公表する。報告書という形で市長に出すのか出さないのかということは決められてはいないので、あとはやり方の話になります。それはまた今後議論していただきます。

議長：個人的には報告書にしたいと私は思っていますけれども。

B委員：議事録という形でホームページでも発行されていますよね。

議長：やはりせっかくこうやって時間割いて皆さんで議論しているので、何か具体的に役に立ちそうという手ごたえが欲しいです。ほかにございますか。それではこの27年度の市民参加手続きについての評価は以上でよろしいでしょうか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：続きまして次第協議事項2に移ります。市民参加にかかわる課題の整理。今回は市民参加の方法について項目別に考えていきたいと思っております。資料の市民参加の方法についての今日はパブリックコメントということから進めていきたいと思っております。まず「パブリックコメントを実施する時期・段階の再検討が必要。現在は最終案の段階で行っているが、企画立案時の方が意見を出しやすいという声もある。」です。これは事務局から上がってきているものですが、事務局で補足説明しますか。

事務局：市で各課に色々、パブリックコメントについて聞き取った中での意見ということで、こういった時期、段階の最終的に決まったものを出していることによって意見が出づらい状況があるんじゃないかという、率直なこれは賛成という意見とともれますし、もう反対を出しても今の段階ではできないんじゃないかという意見もあるというような認識もあってこういう書き方をしています。

議長：これについてご意見ございますか。

事務局：ちょっと補足させていただきますと、企画立案時に、例えば審議会であったり市民説明会であったりそういった段階であっても最後に成案に近いものをパブリックコメントで見ていただくという手法を今まで取ってきているので、これを今こういう事業をやりたいとラフな状況で皆さんにパブリックコメントを採って、中で揉んでまたパブリックコメン

トを採ってということが立案の中で本当に有効的かなと考えるというケースもあります。要はパブリックコメントの数がちょっと少ないので、もっと早い時期の方がたくさん出してもらえるかなということですね。ただ、それが果たして有効かどうかという疑問もあるので、議論していただかないとだめだと思います。

議長：いかがですか。C委員。

C委員：やっぱり最終案の段階で行うっていうのは、少なくとも妥当ではないかと思います。あまり最初の頃だと収集がつかないというか、最終案で出すということは基本として、ものによっては最終案よりも、もう少し前の方がいいのかなっていうものもあるかという感じもしています。具体例は出ないですけども、より市民の関心が高いのではないかとと思われるようなものほどやはり早く知りたいと思います。

議長：先ほど事務局の方からのお話であったようにパブリックコメントも市民参加も全体的に企画立案時やはり最終案でということではなくて、その最終案出るまでにも市民参加はなされていると、パブリックコメントについては最終案でもいいのじゃないかなというところですか。

議長：D委員いかがでしょうか。

D委員：私も最終案でいいのじゃないかなと思います。最終案が出る前までに、色々な方法で周知があって、市民がこんなことあるんだというのを先に知れたり、他の形で参加できるような場があれば問題ないと思うのと、パブリックコメントで1カ月とか2カ月とか期間を設けることなんですけど、これが最終案で2回パブリックコメントするような、最終案ができてもう1回パブリックコメントをしてとかなると、どんどん時間がかかってしまうし、もう少しスムーズに決められただろうということなので時間と労力がとられてしまう可能性があるのかなと思うと、最終案の時点で問題ないのかなと思います。

議長：他にご意見ございますか。G委員。

G委員：私は、パブリックコメントというのは最終的なところでこれでどうですかというもの市民の皆さんに見ていただいて、意見をいただければいいのかなと思います。その前にもし市が方向性を決めていく中で市民の意見を頂きたいということであれば、やっぱりパブリックコメントではなくて他の方法でもって聴取してくるべきだと思います。

議長：僕もパブリックコメントについては皆さんと同じ考えであります。今回話し合っていることについては特に結論を出したりしませんので、皆さんの意見をこういった意見もあるのかということで参考に、また自分の意見を考えて使っていただきたいと思います。それで時間がかかるかもしれませんが、全部やった後に市民参加についての理解も皆さんにはかなり深まってくると思いますので、その後はどうしたらいいんだということについて進めたい。今はどちらかというフリートークのような感じで議論していくというようなやり方で進めたいと思います。

次は私からの提案なんですけど、「パブリックコメントで意見を出すまでに、理解しなければいけないことが多く、手間がかかる。要点をしぼる、あるいはいくつかの選択肢を提示して市民からの意見を求めるなど、もっと簡潔にできないか。」です。パブリックコメントで意見を出すまでに理解しなければいけないことで、やることが多くて手間がかかるんですよ。あの膨大な資料を読まなくてはいけなとかそういうような手間がかか

るので、要点を絞ったような形での意見募集ということも考えていいんじゃないかということなんですけれども、ただ、これをやると一部分についてはパブリックコメントから漏れるようなことにもなっている、市民参加の機会を奪うことにもなりかねないというデメリットもあるんですけれども、みなさんいかがお考えですか。

F 委員：庁舎内のアンケートにやっぱり色々煩雑になったり、色んな支障が出るんじゃないかということが出ていますからね。確かにいろんな資料を整理しないと理解できないということがあるんですけれど、そこまで深く考えなくていいですから思ったことを出してくださいというような姿勢でやっていただくしかないかと思うんです。

議 長：予算に関して条例では特に新規とか拡大事業とは出ていないのですが、現在予算についても市民参加は二つやっているということもありますので、前にもお話ししましたが他にも他の事業についても絞った形でやるとパブリックコメントをかけたほうがわかりやすかったりということがあるかなと思います。

F 委員：パブリックコメントを出したことの無い人間としては、パブリックコメントが、例えば何字以上という制限があるのかとか、膨大な資料があるとおっしゃいましたが、意見すること自体が何百字以上でなければいけないとか、百字程度のパブリックコメントでもいいのかその辺はどのようにお考えですか。

議 長：特に字数の規定はないです。僕がやったときにはホームページから資料を取ってという形なんで、パソコンがそういう形で使えないと資料を入手する方法は市役所に来てくださいという形を取るか、出張所とかでもお願いできると思います。閲覧用もあります。

事務局：出張所は玄関先においてありますし、市役所に来ていただければお渡しできる部分もあるかと思います。

議 長：西の里出張所にも置いてあります。先ほど E 委員からお話がありましたけれども、見ている人はいないという状況ですので、何かそこにせめて大きく看板でも付けてここにありますよみたいなことでも、それでも見ていただいているかどうかわからないですけれども、やっぱり一番多いのがホームページからという形でしょうか。

事務局：それは調査しないとホームページの閲覧なのかというところの数は正直わかりませんが、おそらくホームページが一番多いと思います。

議 長：提出する方法に関して事務局で把握していますか。例えばメールなのか郵送なのか持参なのか。

事務局：だいたいメールです。

議 長：あくまで予想ですけども、メールを使うということはおそらくホームページを見ているんだろうなということです。年齢構成とかもわかっているのでしょうか。

事務局：年齢は書いてきません。提出時は住所氏名だけとなります。

C 委員：会長は、ものによっては数時間かけて資料読まなければいけないときもあるかも知れませんが、そのうちの一部分だけを見てこの部分に意見があるということで意見を寄せることは可能だとお考えですか。

議 長：可能だと思います。そうした場合には回答というのが出てきますので、その時にはここでご意見をいただけたけれどもこちらの部分でこういうようなことをやることになっていきますとか、回答については細かくいただけるものになっていると思います。形式も特

にこだわってはいないです。ただ、とにかく自分で手書きしたものを持参してということで、要するに名前と住所と連絡先がわかれば良いと思います。匿名はだめでしたか。

事務局：匿名は出す側にも役割や意識として、自分の意見として出していただく必要がございますので、匿名という形はパブリックコメントでは採っていません。

議長：そういったことで続いて、「パブリックコメントについて意見を広く集めるために、案件とかかわりの深い団体等に意見を求める DM を出してはどうか。また、市の職員にも積極的に意見提出をしてもらうように通達を出してはどうか。（市職員は市政について日ごろから考え専門的な知識もあり、担当課以外の案件については意見をもっている職員も多いのでは。）」です。パブリックコメントについて意見を広く集める為に案件とかかわりの深い団体等に意見を求める DM を出すだとか、市の職員にも積極的に意見提出してもらうように通達してはどうかということになります。市の職員というのは一般の市民よりも市の事業や行政については詳しいわけです。そういう方から他の部署でこういうことやっているけれども、自分があの部署にいたらこうやってやるのになんというふうな。実際市の職員がパブリックコメントに参加するということありますか。

事務局：ありません。今までにもないと思います。

議長：それは、市の職員はだめですよという雰囲気というか決まりがあるからでしょうか。

事務局：まずは基本的な組織、部署を越えての業務になりますので、しっかりそこで取り組むべきだなと思います。あとは一市民として意見を出すことについては全く問題ないと思いますので、意図的にそうさせないのではなくて、そこは個人の判断になると思います。

議長：あと、関係の深い団体に直接アプローチするということも含めて、皆さんいかがでしょうか。要するにパブリックコメントをいかに増やすにはどうしたらいいかということですが。健康に関する事業だったりする場合に福祉関係のところとか、病院関係のところとか、そういうところにこういうパブリックコメントがありますよというふうなものを送って、よろしければご意見伺いたいんですがというやり方はどうでしょうか。

B 委員いかがですか。

B 委員：手法としてはそれもありかなと思います。ただ、その前にパブリックコメントを知ってもらうほうが先じゃないかなと思います。

議長：やはり引っかかってくるのが周知しなければというあたりの話かもしれません。

B 委員：そうしてからでないかと各団体に送っても、ただのアンケートになってしまうと思います。

議長：意見の偏りが出るという可能性は確かにあります。特定のところに置いて、そこから意見ももらって。たった一人の意見をなぜ市全体の事に取り入れるんだっていうことになっていく場合もあります。パブリックコメントの続きに関しては次回継続して議論していきたいと思います。お時間ありましたら是非資料を読んでみて自分の考えなり疑問なりをまとめておいていただければと思います。

4. その他

議長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜日程調整のほか、連絡事項を伝達した。＞

議 長：特にご質問などはありませんか。

委員：＜質問なし＞

5. 閉 会

議 長：なければこれをもちまして会議を終了いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員： _____